

新旧対照表

ページ	一部改訂(2025年6月)	現行(2024年12月)
7	川崎市保育所入所児童等健康管理委員会	7 川崎市保育所入所児童等健康管理委員会
p.16	(2) 在園児に関する審議 健康管理委員会は<u>毎月</u>、定例開催される。 (削除) <u>具体的な提出方法や提出期限等は、川崎市よりメール配信される「健康管理委員会の開催について」の事務連絡に記載されている。</u>	(2) 在園児に関する審議 健康管理委員会は<u>年5回(5月、7月、9月、11月、1月)</u>定例開催される。 <u>開催月以外でも緊急を要するケースについては、臨時審議を行う。</u> <u>審議の1か月前頃に川崎市よりメール配信される「健康管理委員会の開催について」の事務連絡に具体的な提出方法や提出期限等が記載されている。</u>